

発議第４号

陸前高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

陸前高田市議会委員会条例（昭和３４年条例第１２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１１２条及び陸前高田市議会会議規則（昭和４５年議会告示第１号）第１４条第２項の規定により提出する。

令和６年６月２７日提出

提出者 陸前高田市議会議会運営委員会
委員長 藤 倉 泰 治

提案理由

オンラインによる会議の導入に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

陸前高田市議会委員会条例（昭和３４年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
第 1 5 条 、、、（略）	第 1 5 条 、、、（略） （委員会の開会方法の特例）
	第 1 5 条の 2 <u>委員長は、自身又は委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第 2 0 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。</u>
	(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>
	(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>
	2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する者は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。ただし、委員長がオンラインによる方法を希望する場合は、議長の許可を得るものとする。</u>
	3 <u>第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する者は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>
	4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> （出席説明の要求）
（出席説明の要求） 第 2 1 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、 <u>公平委員会の委員長</u> 、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	第 2 1 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、 <u>、</u> 農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。 2 <u>前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長</u>

(秩序保持に関する措置)
第22条 、、、(略)
2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
3 、、、(略)
(意見を述べようとする者の申出)
第24条 、、、(略)

(公述人の決定)
第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で 申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書による意見の陳述)
第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で 意見を提示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(参考人)

第29条 、、、(略)
2 、、、(略)

3 、、、(略)
(記録)

第30条 、、、(略)
2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準

を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)
第22条 、、、(略)
2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
3 、、、(略)
(意見を述べようとする者の申出)
第24条 、、、(略)

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)
第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。
(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(参考人)

第29条 、、、(略)
2 、、、(略)

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。
4 、、、(略)
(記録)

第30条 、、、(略)

<u>用する。</u> 3 <u>前2項</u>の記録は、議長が保管する。	2 <u>前項</u>の記録は、議長が保管する。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。